

伊藤千代子議員に対する問責決議

令和8年6月16日に開催された糸島市議会定例会一般質問において、伊藤千代子議員は、市に対し、「でっち上げ」「文書偽造」「虚偽文書がいっぱいある」「数えきれないくらいでっち上げと文書偽造をしてきた」などと発言し、さらに「監査委員が本人も認めたようなもの」「虚偽の申請書を受理した」など、違法行為や不正行為が存在するかなのような断定的発言を行った。

これらの発言は、市及び関係者の名誉や信用を著しく損なうおそれがあり、市民に誤解を与えかねないものである。また、議会における議論として著しく適切さを欠き、地方自治法第132条に規定する「無礼の言葉」の趣旨に反するものである。

さらに、糸島市議会会議規則第151条は、「議員は、議会の品位を重んじなければならない」と規定している。議員には言論の自由が保障されている一方で、その発言には高い公共性と社会的責任が伴うものであり、事実に基づき節度をもって発言することが強く求められている。

本件については、議場において不穏当発言であるとの指摘がなされ、議長から発言取消し命令がなされた。しかしながら、伊藤議員は発言の取消しに応じず、自らの発言を撤回しなかった。

このことは、議会の品位及び秩序を損ない、市民の議会に対する信頼を失墜させるものであり、地方自治法第132条及び糸島市議会会議規則第151条に定める議会の品位保持義務にも反する行為である。

加えて、伊藤議員はこれまでも同様の発言や議会運営上の問題行為を繰り返しており、本議会として再三にわたり是正を求めてきたにもかかわらず、改善が見られないことは極めて遺憾である。

よって、本議会は伊藤千代子議員に対し厳重に抗議するとともに、その言動を深く反省し、地方自治法第132条及び糸島市議会会議規則第151条の趣旨を十分に認識した上で、議会の品位保持と市民から信頼される議会運営に努めるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年6月18日

糸島市議会